

# 松永久秀と京都政局

田中信司

## はじめに

室町幕府末期の京都政局は、今谷明氏による一連の研究<sup>(1)</sup>が画期となり、將軍権力や公武関係<sup>(3)</sup>に関する研究成果として広がりを見せていく。

特に近年では、天野忠幸氏の一連の研究により、三好氏権力に対する理解が進展を見せている。<sup>(4)</sup>

当該期京都の復元のために、三好氏権力をどのように捉えるかが、この分野の重要な研究対象となつてきているといえる。その点は、現状において、三好氏権力を幕府機構の継承・吸収により維持されたものとする見方と、幕府機構に頼らなくとも機能し得るものとする見方の二つに集約されるよう、三好氏権力への理解が十分に達成されたとはいえない難い。

なぜならば、三好氏権力と室町幕府との関係性の明確な概念化や、三好氏権力が比較的短命で崩壊した事情など、未だ解決すべき課題も多く残っているからである。

そのような関心のもとで、本稿では公家勢力・幕府勢力・三好勢力の相互連関に注目して、当該期京都政局に重きをなした人物といえる松永

久秀の動向を考察し、あまり政治史的な個別研究が多いとはいえない久秀個人についてその位置付けを見ていくとするものである。

## 第一章 永禄元年以前

### (一) 先行研究の確認

三好氏権力については、前述した今谷氏、天野氏の他に、高橋敏子氏により三好一族と有力被官を成員とした評定衆が形成されたこと、訴論人双方に三好方からの上使が派遣され、それぞれの取次役をつとめることが示された。<sup>(6)</sup> ここにおける久秀の位置は評定衆の一員である。これに對して天野氏は、久秀と三好長逸を取次として処理される訴訟の件数が多数である点から評定衆の存在に疑問を呈し、久秀・長逸が三好氏権力を主導的に運営していた点を指摘された。<sup>(7)</sup> ここにおける久秀は、全ての裁許や訴訟取次を管掌する位置にある。また、今谷氏は、三好政権における久秀の位置を、訴訟取次事務取扱者とされている。<sup>(8)</sup>

では、これらの先行研究に付け加えて、特に京都権門との関係においての

ての三好氏権力の処理能力はどのようなものであったか、以下で考察していく。その過程で久秀の位置についても示していきたい。

## (二) 山科言継と諸勢力との交渉

先行研究でもすでに触れられている事例ではあるが、三好氏権力が京都の単独的な支配勢力であった時期に、内蔵頭山科言継がこれと積極的に関わらなければならない事態が生じていた。すなわち、三好長慶がはじめて京都での支配的地位を固めた天文一八年（一五四九）ころ、言継が権益を得ていた「禁裏御料所内蔵寮領、陸路河上四方八口率分役所」<sup>(9)</sup>が、三好被官今村慶満に横領され<sup>(10)</sup>、この停止と権益返還交渉が開始されたのである。言継の日記、『言継卿記』に見られるこの際の言継の交渉状況を表①にまとめた。これを見ることで、水野智之氏の示された「所領・所職の現実的保障をもたらす主体へ接近」<sup>(11)</sup>し、「武家の政変やそれに伴つて増加する押領や違乱に対する必然的な自己防衛の結果、いずれの政権からも権益を認められようと」<sup>(12)</sup>していた京都権門の政治的有力者認識の仕方を理解する大きな手掛かりになるであろう。

言継の率分返還交渉の様子を見ると、三好氏権力が京都を支配する時期においても、将軍が京都に滞在していれば、幕府方との交渉を重点的に進める傾向があることが理解できる。

普通に考えるならば、三好氏権力による京都支配のもとにおいては、三好勢力と積極的に関わり、その力をもって問題を打開していくことが、京都権門にとって最も妥当で合理的な手段であると思われる。しか

し実際には、京都に定着することもままならない幕府勢力との交渉も、三好氏との交渉と拮抗する頻度で進めているのである。この時の言継にはどのような事情があったのだろうか。

## (三) 各勢力の処理能力

ここで考えなければならないのは、言継の率分返還要望に対応する三好勢力と幕府勢力の対応の仕方である。

まず、三好氏の場合を見てみる。そもそも、この案件は、押領をおこなった主体が三好被官の今村慶満であるから、その主人である三好長慶によつて、押領停止が命じられることが言継の最終的な目的となる。しかし、最初の三好方との交渉があつた天文一八年八月二七日から間もなく同年九月三日に、三好長慶から「今村紀伊守方へ率分境ガ新望可ニ停止之由、堅折紙有レ之」<sup>(14)</sup>との反応があつたにもかかわらず、今村の押領は依然として続くのである。そして、その後の言継と三好方との間の交渉では、何らかの進展を示す具体的な記事は見られず、全体として低調な印象を受けるのである。

さらに、幕府経由で三好方へ処理の指示があつた際にも、「今村紀伊守にて不能承引」<sup>(15)</sup>であつたり、「みよしちくせんのかみにたひ／＼申候へとも、いまた申つけ候はす」<sup>(16)</sup>というように、押領の当事者である今村慶満の次元でも、三好長慶の次元でも返還に向けての具体的行動が示されないのである。また、それでも事態がやや進展して、三好氏の法廷による今村への糾明がおこなわれる段階に至つても、今村や、法廷でこ

の案件を担当したと推測される三好長逸の偶然か必然か分からぬ「歛樂・所勞」<sup>(17)</sup>によって返還の裁定が停滞しているのである。

このような三好方の動向は、彼らの立場に立つて見たならば、押領の当事者が三好被官であるという性質上、解決が困難な案件であったことを意味するのだと考えられる。しかし同時に、このような事情を抱えている三好氏権力が、言継をはじめとした京都権門の要求を十分に満たし得る存在になることの困難さをも指摘できるのである。いずれにしても、三好氏権力はこの案件を積極的に解決させようという姿勢が希薄であると断定せざるを得ない。京都権門にとって、三好氏権力の処理能力は、必ずしも望みを十分に満たしてくれるものではないといえるのである。

これと対照的なのが、幕府・禁裏方の挙動である。言継は、幕府から奉行人奉書や御内書を、禁裏から女房奉書を得ることで三好方に押領停止を指示させることを狙っている。そして、これによつて、この案件が解決に向かい動き出したのである。

たとえば天文二一年の場合、言継は幕府政所代蜷川氏・同奉行人飯尾氏と交渉の結果、率分押領停止を命じた奉行人連署奉書の発給に成功し、その旨が三好長慶のもとにもたらされたことを伝え聞いていいる。<sup>(18)</sup>また、天文二二年の場合には、五月に禁裏に女房奉書を要求し、八月に将軍が京都を追われたことが影響したため、発給自体は一月になされるものの、これが三好方にもたらされた結果、一二月には「率分公事之儀大概相調了」<sup>(19)</sup>となつた。このように、問題解決への動きが顕著な幕府・

禁裏方との交渉は、解決に向けての具体的な動きをなかなか見せない三好方との交渉とは大きく異なつていたのである。

禁裏が率分返還に対しても積極的に対応することはいうまでもないが、幕府の対応もおむね言継の希望を満たしてくれるものであつたといえる。京都権門にとっては、幕府や禁裏を経由しての問題解決がより合理的でより現実的でよりあるべき姿であったとすることができよう。

ちなみに率分について、この問題がはじまつた天文一八年から一五年以上も経過した永禄八年三月一三日の『言継卿記』の記事に、「くられうりやうそつふんひんかしくちの事、たにことなる御れう所の事にて候に、いまむらわうりやう」とある。天文末年には解決を見たと思われた率分問題であつたが、その後のある時期から、再び今村の押領がはじまつたようである。結局、言継・幕府・禁裏の努力も空しく今村の押領は止まなかつた。これは、三好氏権力による今村の監理が徹底していかつたことを意味するだろう。つまり、この案件において、三好氏権力は全く京都権門の要求に応えられなかつたといえるのである。

#### 四 松永久秀の認知度

次いで、京都権門の期待度が低い三好氏権力における、松永久秀の認知のされ方について見てみる。もし、久秀の実力や処理能力が高く広く認識されていたならば、言継のような諸問題を抱える京都権門は、その解決を久秀のような存在に託すことは無理な想像にはなるまい（たとえ

三好家の処理能力自体に不満があつたとしても、また、高橋氏によつて、三好氏の裁判では、訴論の当事者がその裁許に影響を与える三好方の有力者との間に、礼錢支払などの形で私的に相論与力の契約を結ぶ場合があることが指摘されている。<sup>(20)</sup>もし、久秀に対しての期待度が高かつたならば、言継がこのような契約を久秀と交わしたことも想定できる。しかし、言継が久秀のもとを訪れている記事は『言継卿記』に見られるものの、決して突出して頻繁に交渉を持つてゐるわけではなく、久秀を特別視していたような形跡を示す記事は全く見られない。久秀との間に相論与力の契約を結んだ形跡もない。言継が交渉をおこなつた、他の三好被官と久秀との差別化は全くなされていないのである。

つまり、言継にとつて久秀は、「率分返還のための、いくつかある交渉窓口の一つ」「あまり処理能力が期待できない三好方の、何人かいる有力者の一人」と定義付けられ、その程度の存在に過ぎないと認識されていたといえるのである。

ところが、久秀の評価としては、「天下すなわち『都の君主國』においては、彼が絶対命令を下す以外何事も行われぬ」<sup>(21)</sup>というものがあることもまた事実である。言継の一連の動向から導かれる久秀像とは温度差のある、この宣教師フロイスの評価はどのように形成されてきたのだろうか。

天文二二年（一五五三）に三好氏により京都を追われた足利義輝は、永禄元年（一五五八）近江六角氏の援助を受けて京都復帰のための軍事行動を開いた結果、三好氏との和睦の形をとつて京都に復帰した。以後義輝の拠点は原則京都に落ち着くこととなり、永禄八年（一五六五）に義輝が暗殺されるまで京都には將軍がいる状態が維持される。

この將軍還京を、今谷氏は幕府機構の回復と、それに対する三好政権の敗北と評価し、結局は三好政権が幕府を克服することは叶わなかつたとしておられる。<sup>(22)</sup>しかし、天野氏はこの見方とは異なり、今谷氏の三好勢力の発給文書の分析手法に疑問を呈し、京都における三好氏権力は失われていない点を示された。<sup>(23)</sup>すなわち、三好氏の裁許体制は健在であり、復活した幕府奉行人連署奉書の発給も義輝の意のままではなく三好氏の意向に従属していたというものである。両氏の見解は、將軍の権能の度合いを推し量るうえで対極の位置にある。ただ、この相反する二つの視点からは共通して、義輝と三好氏とは（和睦という形をとつてはいるのだから）、表面上は融和的であるかもしれないが、本当の意味においては親密・融和的とはいひ難い関係にあつたことを導くことができよう。今谷氏は両者の関係を対立的に把握しているのは明白だし、天野氏も三好氏が義輝を擁立する理由は、全国の諸大名を統制するための外交戦略上の一つの道具として有用であつたからで、義輝が独自な外交活動を活発におこなうにあたり、三好氏はその擁立を放棄したとされているから、三好氏と義輝との間に眞の意味での融和的協調的関係というものは構築されるべくもない。

幕府と三好氏との関係は、結果としてはこのような関係でもつて把握できるのかもしれない。が、久秀の動向をいくつかの史料で確認すると、久秀と幕府との関係においては、一概に対立関係として捉えられないことが分かるのである。

## 〔二〕久秀と幕府との関係

足利義輝の還京により、幕府奉行人連署奉書の発給が再開されたことに異議は差し挟めまい。そしてそのことは、奉行人奉書発給過程への三好氏権力介在の有無に関わらず、幕府の政治体制と三好氏の政治体制が並立していたことが想定できよう。このような中で、松永久秀が、他の三好被官には見られない特異な動きを示しはじめることが指摘できる。

なぜなら、前章で述べたように、三好氏権力単独による京都支配といえる状況下においては、「重臣の中の一人」という存在に過ぎなかつた久秀が、将軍還京後の幕府政治に一定の影響力を發揮しているからである。

【史料①】「実相院芝房成順書状」※傍線は筆者注、〈〉は割注以下同<sup>26)</sup>

「永禄二」

先度令<sup>言上</sup>候、去天文廿二年、対<sup>山本五郎兵衛尉</sup>、書<sup>入田地一段</sup>、借米一石五斗五和利<sup>但、預状遣<sup>レ</sup>之</sup>事、同年秋、本利共以致<sup>弁済</sup>之由、山本請取在<sup>レ</sup>之、然彼預状拘惜仕、未<sup>返弁</sup>旨申<sup>懸</sup>之、田地二段押置之条、為<sup>御糾明</sup>、当月二日之日付之間状、同三日相付之処、日限馳過、同十日至<sup>奉行所</sup>、山本修理亮使者同名山本并

松永久秀と京都政局

狩野申者兩人罷出、対<sup>同名五郎兵衛</sup>、被<sup>レ</sup>成<sup>御下知</sup>候様体承度由、申<sup>レ</sup>之、早間状日限雖<sup>相過候</sup>、為<sup>レ</sup>御糾明<sup>淵底</sup>之間、只今可<sup>レ</sup>写<sup>レ</sup>趣、彼使者ニ被<sup>レ</sup>申処、此由可<sup>レ</sup>致<sup>レ</sup>注進之旨申、罷帰、一両日令<sup>逗留</sup>、重而以<sup>山本修理使者</sup>、同名五郎兵衛請取致<sup>披見</sup>、憲法三可<sup>レ</sup>申付候、此由松永彈正忠も申段、奉行所留守ニ申置由候、併<sup>軽</sup>申<sup>公儀</sup>候哉、前代未聞次第候、所詮、押置田地等、向後可<sup>レ</sup>停<sup>止</sup>其妨旨、以<sup>違背篇</sup>、被<sup>成</sup>下御下知者、可<sup>レ</sup>畏存<sup>之旨</sup>、宜<sup>レ</sup>預<sup>レ</sup>披露<sup>候</sup>、恐々謹言、

十一月廿三日 成順（花押）

飯尾中務大夫殿

幕府の法廷で処理された実相院と山城土豪の山本氏の借米をめぐる相論において、論人山本氏の主張の最後に「この由松永彈正忠も申す段」と述べられていることが分かる。山本方は、久秀の意見を幕府の法廷における法廷戦術の一つの拠り所にしていることが指摘できるのである。ただ、この史料だけを見ると、先行研究で示されているような、三好氏権力が幕府の政治運営に介入し、將軍を撃討していたことを示す傍証とも見做せる。が、次に示す事例を含めて見たらどうであろうか。

考察すべき史料は、北野松梅院と竹内門跡曼殊院との加賀国富墓莊の年貢納入をめぐる案件についての將軍義輝乳母の奉書（宛所は幕府奉行人）である。

【史料②】「左衛門督局奉書案」—A—<sup>27)</sup>

たけのうちもんせきとせう梅院とくしの事につきて、（中略）せう梅

院<sup>(奥)</sup>なげき申され候やうたひハ、<sup>(政)</sup>まん所にてのきうめいのやうたい、あ

まりかた<sup>(片手打)</sup>でうちなる御事にて候まゝ、めいわくの事にて候、(中略)

さま／＼なげき申され候<sup>(問)</sup>あいた、うへ野に仰付られ候て、両ふぎやう<sup>(奉行)</sup>  
し<sup>(何候)</sup>ういたし、こんとまん所にてのきうめいのやうたいひろう申され

候へ、きこしめして御きうめいあいと<sup>(届)</sup>き候ハぬ事にて候ハゝ、  
いセのかみ御<sup>(不審)</sup>ふしんなされ候ハんするよし、仰出され候<sup>(処)</sup>に、

まつか小ひつかたよりうえの・しんしかたへふみを出されて、竹内  
もんせきとせう梅院とのくしの事、まん所にて一たひあい<sup>(裏)</sup>ハて申候所

に、又くはうさまきこしめし候ハんと御入候事ハ、しかるへからす候、  
もつたひなくそんし候、いセのかみめんほくうしなひ申候事にて候な

どゝ、こと／＼しく申あけられ候、

政所による裁決が曼殊院への「片手打ち」として松梅院が再審を要求し

たため義輝が審理経緯の調査をはじめようとしたところ、久秀がそれに

意見を述べて義輝の行動を規制したというものである。大難把な捉え方

をすると、義輝には政治に裁量を加える自由がなく、結局久秀（ひいて

は三好氏権力）に主導されるという構造が成り立つようであるが、より

注目すべきはその後の経緯にある。すなわち、久秀の意見に対する将軍  
近習、上野信孝（幕府御供衆）・進士晴舎（幕府申次衆）の反応である。

### 【史料②—B】

うえの・しんしかたより、ゑんりよなき少ひつ申されやうに候、くは  
うさま御<sup>(若)</sup>わかく御<sup>(座)</sup>さ候て、御きうめいなども、大かたに抑せつけられ  
候とも、もつたいなきよし、御いけん御申候ハんする事にて候、しか

るへからす候よし、申つかハし候へハ、

上野・進士は久秀に意見をしていることが分かる。その内容は「久秀の意見は無礼である。義輝はまだ若いから、義輝が糾明などを大体に仰せ付けたとしても、久秀は『もつたいない（畏れ多い）』と意見を上申する（婉曲に翻意をうながす）べきで、久秀の大げさな規制は不当である。」と読み取れる。久秀の義輝への意見についても、その方法如何によつては義輝の近習からの批判を被る場合があることが分かる。この上野・進士の批判に対する久秀の反応を見てみる。

### 【史料②—C】

たゞいまうけたまハりわけ候、まん所にてあひハてたる事を、又御く  
しをあらためられ候ハんするやうにふんへついたし候まゝ、しかるへ

からさるよし申入たる御事にて候、たゞいまのおもむきハ、こんと  
ハてくちきこしめし、いセのかみあひとかす候はゝ、御ふしんなさ  
れ候ハんするとの御事ハ、もつともよきなく候、  
(余儀)

久秀が義輝の行為に反対した理由は、義輝が「又御公事を改め候はんず  
る」、つまり、一度は決着した曼殊院勝訴の政所沙汰をすぐさま松梅院

方の逆転勝訴に改めるのを懸念したためであつたようである。しかし、

義輝の意図が審理経緯を調べることにあると状況を正しく把握した久秀  
は、義輝が審理経緯を調べ、政所執事伊勢貞孝に手落ちがあつた場合に  
は貞孝を問い合わせることについては、「もつとも余儀な」ことである  
と返答しているのである。

### 【史料②—D】



くとも三好氏よりは能動的に働きかけようとした形跡が認められるから、幕府勢力と公家勢力とは協調関係にあつたとすることに特に問題はないだろう。

三好氏権力と公家勢力との関係については、前章で述べてきたことを踏まえれば、公家勢力の三好氏権力への期待度はさほど高いものではないといえる。しかし義輝還京以降、幕府との関係と同様に、禁裏との關係においても特異な動向を示すのが松永久秀なのである。本節では久秀と禁裏との交渉状況を確認していく。義輝が還京を果した永禄元年末から義輝が三好勢力により暗殺される同八年までの『お湯殿の上の日記』に見られる禁裏と幕府・三好氏・松永氏との交渉の記事の件数と案件を示したのが表②である。交渉案件は恒例の各節句や八朔などの物品贈答の記事は省いて、より政治的内容の強いもののみ網羅した。ちなみに、將軍還京前の、三好政権が京都を支配した天文二二二年から永禄元年の間で、『お湯殿の上の日記』に見える、物品贈答を除いた三好氏あるいは松永久秀と禁裏との交渉記事は少ない。<sup>(31)</sup> 三好氏権力と禁裏とが決して親密とはいえないことを示唆するといえる。

表②を見ると禁裏と義輝とのやりとりが非常に密接におこなわれていることが分かり、義輝と禁裏との融和的な関係を窺わせる。それに対して、(三好政権が機能していた時期に引き続き) 三好氏と禁裏との交渉件数が少ないことも特徴的である。このような両者の疎遠さを示唆する事例としては、永禄二年八月二七日に、禁裏が義輝に三好勢力による春日社領の押領停止を依頼していることがある。前章で示した山科言

繼の例と同様に公家勢力にとつては、三好氏は眞の意味での提携相手たりえないことが理解できる。

そのような状況下で、禁裏と久秀との交渉件数の多さには目をみはるものがある。特に久秀の一五件の交渉の具体的な内訳を見てみると、

- ①禁裏御料関連：四件
- ②供御の進上：四件
- ③禁裏の儀礼の差配や費用進上：四件
- ④その他：三件

となり、明白に財政面を中心とした禁裏援助にあたる行為（①～③）が全体の八割を占めている。また、これら久秀の行為の全ては、永禄元年の義輝還京直後からは見られず、永禄三年の久秀の任御供衆前後に増加しあじめることが指摘できる。久秀にとって、御供衆に加えられることが、禁裏への関与の仕方について一つの画期となつていることは疑うべくもない。

#### 四 久秀の位置付け

いざれにしても久秀については、三好被官という視点のみに縛られるのではなく、幕臣として京都政局に臨む姿を設定できるのである。「將軍還京以降の幕臣」久秀は、幕府政治に一定の影響力をもつて若い將軍義輝を導き、幕府と密接な禁裏へは、主に財政面で貢献する。当時の京都権門にとつてまことに重宝な頼れる人材であったといえるのである。このような久秀像が投影された結果が、前述の宣教師フロイスの久秀評

となつたといえよう。つまり、義輝還京後の京都における政治家としての重要度を物語つてゐるのであり、従来いわれてきたような下剋上の久秀像とは異なるものであることは明白である。

以上本章は、永禄元年以降の久秀はより幕臣としての位置に引きつけてその動向を追うことの可能性を提示した。そして、このように久秀を幕臣と見做すことは、久秀を三好被官としてのみ捉えることに限界があることをも意味するといえる。久秀が御供衆の地位を得るということは、久秀が一個の大名として認識されていたといえるからである。<sup>(32)</sup> ただ、久秀の大名化については、三好氏の政策の一環としてなされたものであるという天野氏の指摘がある。<sup>(33)</sup> そうであるならば、幕臣久秀と義輝との間のむしろ融和的といえる関係を、三好氏全体にまで敷衍させて考へることもできよう。しかし、義輝還京以降、久秀以外の三好被官で幕府とこのような関わり方を持つ者は管見の限り確認できないから、一個の大名となつた久秀の独自の行為とも捉えられる。この点については章をあらためて考察したい。

### 第三章 久秀の動向から分かること

#### (一) 久秀の動向から分かること—京都政局での位置—

冒頭でも示したように、三好氏がその体制のために幕府機構を欲していたか否かという点が、これまでの諸研究の蓄積から導かれた一つの課題となつてゐる。

先行研究に沿つて、久秀の大名化が三好氏の政策上の一環のものであ

ると捉えるならば、三好氏は被官の一人である久秀に、幕府や禁裏とのつながりを維持させて、融和的関係を保つための役割を課したという見方が成り立ち得る。前節で示した『お湯殿の上の日記』に見える禁裏と諸勢力との交渉について、三好氏（永禄元年以降はほぼ長慶の後継者三好義興）が久秀を伴つて禁裏との交渉に臨んでいることが窺われる。<sup>(35)</sup> 久秀が三好氏と幕府や禁裏を結ぶ窓口として機能している傍証ともなるかもしれない。しかし、三好氏は幕府を全国の大名統制のための一つの道具と認識し、自身が幕府の体制の中に組み込まれることを嫌い、三好長慶は義興に家督を譲り自らは一步退いた立場にあって、京都政局に臨んだという天野氏の指摘<sup>(36)</sup>を重ね合わせて考へると、久秀の幕府・禁裏に偏重した動向は三好氏権力の意図と矛盾するように見える。それ故、久秀の動向は三好氏の総体とは別個の久秀独自のものとすることがより合理的であると考える。<sup>(37)</sup>

ただ、久秀から三好被官としての側面が全く失われたとも思われない。久秀が完全な独立した大名として三好家から切り離されたことを示す事例は管見の限りでは存在しないからである。しかし、久秀が、幕府・公家勢力により近い志向（より京都権門への配慮を重要視する）の持ち主であったことは、以下の史料から理解できる。

#### 【史料⑤「竹内秀勝書状」】<sup>(38)</sup>

　　態申候、仍八幡田中御領美豆郷之内、心寿庵分并上成等之事、往古より於今田中殿御當知行之處ニ御違乱之由如何在之儀候哉、不可レ然旨久秀被レ申候、當知行於無レ紛者、被レ止レ御競望レ可レ然存候、但

御存分候ハ、可レ承候、以ニ其上ニ可レ為ニ有様ニ旨相意得可レ申由候、恐々謹言、

竹加兵

十二月七日

秀勝判在

多左太 御宿所

三好被官の多羅尾氏が石清水八幡宮祠官田中氏の権益を侵害しようとした際に、久秀がそれに遺憾の意を表明していることは、久秀の志向を示唆するとともに、京都権門の要求に応えにくい三好氏権力内における久秀の微妙な立場を示唆する。

このような久秀の政治志向が、後の松永氏と三好氏との対立抗争関係に陥っていく一つの遠因になるというところにまで敷衍させることも可能であると考える。

## (二)久秀の動向から分かること—久秀の人脈について—

將軍還京以降の京都政局において、より幕府・公家勢力に近い政治家（幕臣）久秀像を導いた。これを強化する一つの傍証として、久秀の人脈を提示することができる。すなわち、久秀の人的なつながりからしても、久秀が、先に示したような、（幕政操作者ではなく）幕臣として、幕政関与や禁裏の財政支援をおこなう位置にいたことを推し量らせる。

【史料⑥】『言継卿記』永禄六年三月一九日条】

自午時<sup>終持寺殿八才也</sup>上洛、如前日於天神森<sup>星休了</sup>、於此所<sup>武家之</sup>姫君御喝食懸<sup>御目</sup>、松永方へ人質に御下向云々、

この年の三月一八日におこなわれた春日祭で上卿をつとめ終えて帰洛する言継は、久秀のもとに人質として向かう義輝の子に遭遇したというのである。これに関連した他の『言継卿記』の記事、あるいは、他の史料は管見の限りにおいて見当たらない。が、少なくとも久秀と義輝との特異な関係を見出すことはできよう。そもそも「人質」は「服従・同盟などの保証として自分の妻子・親族を相手方に渡しとどめておく」<sup>(39)</sup>ことを意味するのであり、前章の内容を踏まえ、穿った見方をすれば、両者の間の強固な結びつき、平和的関係を示す一つの象徴的事例と見做せるのである。同時に、久秀と義輝とが敵対的関係にあつたならば人質のやりとりが実際におこなわれたとは考え難いのである。

【史料⑦】『言継卿記』永禄七年三月六日条】

広橋入道へ書状言伝遣<sup>レ</sup>之、大納言妹松永少弼妻に薰物廿貝（薄置之）遣<sup>レ</sup>之、

さらに『言継卿記』の記事からは、広橋国光（大納言・武家伝奏）の妹が久秀の側室となつていたことが分かる。<sup>(40)</sup>代々武家伝奏として幕府とのつながりの強い広橋氏と松永氏の濃密な関係性を指摘できる。この点は、義輝暗殺後の松永氏と三好氏の抗争の渦中において、松永与党と見做された広橋氏被官宅が三好方によって検封されている事例<sup>(41)</sup>からも窺われる。

さらに幕府により近しい公家（すなわち近衛氏を頂点とした勢力）とのつながりに関して、次の記録がある。

【史料⑧】『フロイス日本史』<sup>(42)</sup>

さて都には一人の名望ある兄弟がいた。一人は公家で、富裕であり竹内三位と称した。（中略）その（兄）弟は松永霜台の家（に使える）貴人で竹内下総と称した。

竹内三位は久我家家司を勤める竹内氏の当主で三好氏の政治にも参画し<sup>(43)</sup>、永禄三年に三位に昇進した竹内季治のことであり、その兄弟である竹内下総（加兵衛・秀勝）は久秀の被官なのである。<sup>(44)</sup>久秀と竹内氏とは姻戚関係にもあり、この竹内氏との非常に親密な関係は、それを介して近衛氏と親密な久我氏（久我晴通は近衛尚通の子）との関係性にまで敷衍させて捉えていくことも可能であろう。

また、松永氏と近衛氏との直接的な関係を物語る事例は管見の限りにおいて見出しができなかつたが、近衛氏は、三好氏よりも、松永氏と交渉を持つほうが容易な状況下にあつたことが橋本政宣氏によつて示されている。<sup>(45)</sup>近衛氏と松永氏とのつながりを考える上で一つの手掛かりとなるだろう。いずれにしても、久秀は、足利氏・近衛氏との血縁的つながりが京都政局に影響を与えていた状況下で、明らかに幕府・公家勢力に引きつけられた人脉形成をしているのである。このように人脈の側面からも、久秀を幕臣、義輝与党の大名（三好氏権力からの脱却はしきれてはいなないが）として把握することができるるのである。

## おわりに

以上、松永久秀に注目して永禄前半の京都政局への久秀の関わり方を示した。当該期京都政局は、義輝・近衛家を中心とした公家勢力と三好

氏勢力との間には京都権門への対応の仕方に差があり、久秀は三好被官でありながら、義輝・公家勢力の意図に近い志向の持ち主であつた。そのような久秀の動向を、あくまで三好被官としてのものと見るならば、久秀は、幕府勢力と三好勢力の媒介者のように位置付けることができよう。しかし、京都が三好氏権力によって主導的に支配されていた時期には、久秀は他の三好被官との際立つた差異を見せず、永禄元年の将軍還京（義輝の京都定着）以降に久秀の特異性があらわれるのである。このことは、京都に復活した幕府の体制側に久秀があり、幕臣格あるいは一個の大名格で義輝勢力の与党となつていたことを示すのだといえる。そして同時に、三好家内における久秀の微妙な位置も示すのである。

また京都権門のこれらの勢力の認識の仕方だが、先行研究において、禁裏などは義輝への思いを低いものと見做している事例や、それに反して三好氏との連携を深めようと意図していた事情などが指摘されてきた。<sup>(46)</sup>しかし、実状としては義輝が京都にあるという状態、幕府が京都に機能している状態が、「あるべき姿」という認識が根底にあつたことが推測される。だからこそ、永禄元年に義輝が上洛を果した際に宮中の女官は「天下おさまりてめてたし／＼」<sup>(48)</sup>という感想を表したのである。加えて、永禄元年の義輝還京以後の禁裏の三好家への興味の低さは、交渉事例の少なさからも理解できよう。京都権門にとって、三好氏権力は暫定的なものに過ぎなかつたのである。

このような永禄元年以降の京都政局と久秀の位置付けを設定すると、永禄八年の義輝暗殺の事情についてもより整合的な考察を加えていかな

ければなるまい。この点は新たなる課題として自らに課していかねばならないことである。

## [注]

- (1) 今谷明『室町幕府解体過程の研究』岩波書店一九八五。
  - (2) 最近の成果では、山田康弘『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館二〇〇〇など。
  - (3) 最近の成果では、池享『戦国・織豊期の武家と天皇』校倉書房二〇〇三。
  - 水野智之『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館二〇〇五など。
  - (4) 天野忠幸—A「三好政権と將軍・天皇」『織豊期研究』八二一〇〇六。
  - 同—B「三好氏の畿内支配とその構造」『ヒストリア』一九八二〇〇六)など。
  - (5) 最近の松永久秀の専論として、村井祐樹「松永彈正再考」『遙かなる中世』二二二〇〇六)、松永英也「永祿五年の徳政令に見る松永久秀の大和国支配」『戦国史研究』五四二〇〇七)。
  - (6) 高橋敏子「東寺寺僧と公文所との相論に見る三好政権」(『東寺文書に見る中世社会』東京堂出版一九九八)。
  - (7) 天野氏前掲(4)—B。第三章。
  - (8) 今谷氏前掲(1)第二部第五章。
  - (9) 長江正一『三好慶慶』吉川弘文館一九六五。
  - (10) 『言継卿記』天文二一年三月九日条。
  - (11) 今回の率分のほかにも、今村慶満の京都権門所有の権益侵害は天文一八年ころよりはじまる(『敵助大僧正記』(『続群書類從雜部』)天文一八年一〇月一四日条)。
  - (12) 水野氏前掲(3)一七三ページ。
  - (13) 水野氏前掲(3)二三四ページ。
  - (14) 『言継卿記』天文一八年九月三日条。
  - (15) 『言継卿記』天文二一年四月一四日条。
  - (16) 『言継卿記』天文二一年八月一二日条。
  - (17) 『言継卿記』天文二三年一月一八日条。「今村歎樂とて、十三日糾明無之云々」同一二月二三日条。「三好日向守俄所勞之間、折紙之段延引云々」。
  - (18) 『言継卿記』天文二二年四月四日条。「今日率分之儀、対三好筑後守御下知被成云々」。
  - (19) 『言継卿記』天文二三年一二月二三日条。
  - (20) 高橋氏前掲(6)。
  - (21) 松田毅一・川崎桃太訳『フロイス日本史3』中央公論社二〇八ページ。
  - (22) 今谷氏前掲(1)。同—C『戦国大名と天皇』講談社学術文庫二〇〇一。
  - (23) 天野氏前掲(4)—B。
  - (24) 「幕府・朝廷・興福寺という権威自体が克服の対象にならざるをえないものである」(今谷氏前掲(22)—C一九五ページ)。
  - (25) 天野氏前掲(4)—A。第三章。
  - (26) 『大日本古文書家わけ第二十一蜷川家文書』七二二。
  - (27) 『大日本古文書家わけ第二十一蜷川家文書』七七四。史料は長文にわたるため本稿では必要部分を抜粋した。
- なお、山田氏前掲(2)、第四章において、政所沙汰に介入しようとする義輝と、三好氏と同盟してこれに対抗しようとした伊勢氏との関係を示す史料として紹介されているが、本稿で示したように、最終的には義輝の意図どおりに審理の調査が開始された点については触れられていない。

(28) 表②参照。

(29) 永禄三年二月一日に任じられている（「雜々聞檢書」（東京大学史料編纂所  
々聞檢書）（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）、永禄四年の部分に、「長慶

架蔵謄写本）。

(30) 近衛通隆「近衛前久の関東下向」（『日本歴史』三九一一九八〇）。高梨  
真行「將軍足利義輝の側近衆」（『立正史学』八四一九九八）。黒嶋敏「山  
伏と將軍と戦国大名—末期室町幕府政治史の素描」（『年報中世史研究』  
二九二〇〇四）など。

(31) 今谷氏が提示した三好政権の機能していた時期は天文二三年から永禄元年  
までのおよそ五年間だが、その中の『お湯殿の上の日記』で把握できる、

物品贈答を除く三好勢力と禁裏との交渉は、

・弘治元年四月六日（禁裏御料関連）

・弘治二年四月一五日（禁裏當縉関連）

・弘治三年一月一二日（公家人事関連）

と少ない。また、同時期の久秀と禁裏との交渉は、

・永禄元年閏六月二十四日（樽代進上）

と少ない。

(32) 久秀に与えられる各種待遇（御供衆や相伴衆）は、三好家家督三好義興と  
同等である（『雜々聞檢書』（東京大学史料編纂所架蔵謄写本））。

(33) 天野氏前掲（4）－B、第三章第二節。

(34) 天野氏前掲（4）－B、第三章第一節によると、久秀の他に三好被官から  
大名化した者として、石成友通が挙げられている。しかし、石成が久秀ほ  
どの独特的な挙動を示す事例は管見の限りでは見られない。

(35) 表②で挙げた以外の事例では、『お湯殿の上の日記』永禄四年八月八日条  
・永禄五年六月二六日条・同七月九日条など。

(36) 天野氏前掲（4）－A、第三章第三節。

松永久秀と京都政局

(37) 三好長慶は幕府からの恩典である「御紋拝領」を辞退した事例があり（「雜  
々聞檢書」（東京大学史料編纂所架蔵謄写本）、永禄四年の部分に、「長慶

朝臣御紋服拝領、但依<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>辭<sup>レ</sup>申之<sup>レ</sup>、重テ御服被下之<sup>レ</sup>とある）、幕府か  
らの恩典を拒む点で幕府との一定の距離を感じられる。久秀は御紋拝領を  
受けており、また「塗輿御免」も享受しており（『雜々聞檢書』（東京大学  
史料編纂所架蔵謄写本）、永禄四年二月）、長慶と久秀とでは幕府との距離  
が相違していることが分かる。

(38) 『大日本古文書家わけ第四 石清水文書』一一九一。

(39) 『日本国語大辞典』（小学館）、「人質」の項。

(40) 『尊卑分脈』広橋氏の項からも広橋国光の妹が久秀に嫁していることが確  
認できる。

(41) 『言継卿記』永禄九年八月二十四日条に、「三好日向内岩崎越後守、磯与右衛

門尉兩人、此町松永方之家戸結<sup>レ</sup>之、広橋内速水右近家二間、楠木河内守

家等三間結<sup>レ</sup>之」とある。

(42) 松田・川崎前掲（21）三三三ページ。

(43) 弘治年間にあつた、石清水八幡宮祠官田中氏の家督問題についての三好政  
権の裁許の過程に竹内季治が関与している（『竹内季治書状』（『大日本古  
文書家わけ第四 石清水文書』八五四）など）。

(44) 竹内秀勝に関しては、松永英也「松永久秀家臣竹内秀勝について」（『戦国  
氏研究』五一二〇〇六）において、松永家中における上層被官としての  
位置付けがなされている。

(45) 『系図纂要』竹内氏の項によると、松永久秀の娘と竹内季治の息子が結婚  
している。

(46) 橋本政宣「関白近衛前久の京都出奔」（『東京大学史料編纂所紀要』四  
一九九三）。

(47) 三好氏権力と禁裏との関係については、今谷氏のように三好家にとつて朝廷を克服対象として見なす見方のほかに、永禄改元の経緯に注目するなどして朝廷が三好氏に一定の認知と評価を示したとする、水野氏や天野氏のような見方もある。

(48) 『お湯殿の上の日記』永禄元年一月二七日条。

表①『言継卿記』に見る山科言継の率分返還交渉相手  
(三好方との交渉=● 幕府・禁裏との交渉=○ その他・不明=△)

年月日	交渉相手	交渉相手の反応	備考	分類
天文18. 8. 27以前	細川氏綱			●
天文18. 8. 27	三好長慶	9. 3 三好長慶が停止命令出すも不調		●
天文18. 11. 9	三好長慶・三好長逸・松永久秀・狩野信濃守			●
天文19. 2. 22	三好長慶・狩野信濃守			●
天文20. 3. 8	鳥飼兵部			●
天文21. 3. 5	蜷川新右衛門		天文21. 1. 28 足利義輝上洛	○
天文21. 3. 9	飯尾盛就	4. 1 奉行人奉書発給		○
天文21. 3. 20	飯尾盛就	4. 1 奉行人奉書発給		○
天文21. 4. 14	細川氏綱			●
天文21. 8. 12	足利義輝乳母（左衛門督局）	12. 4 御内書発給		○
天文21. 9. 2	飯尾越前守			●
天文22. 1. 26	かぎ屋		天文22. 3. 8 足利義輝出奔	△
天文22. 閏1. 23	かぎ屋			△
天文22. 5. 3	長橋局			○
天文22. 5. 11	長橋局	5. 12 女房奉書発給		○
天文22. 5. 27	かぎ屋			△
天文22. 8. 14	長橋局			○
天文22. 8. 19	三好長慶・斎藤基速・松永久秀・森長門守・大北兵庫助等			●
天文22. 9. 4	松永久秀女房			●
天文22. 10. 6	長橋局	10. 11 女房奉書発給		○
天文22. 10. 7	三好長逸・斎藤基速・森長門守			●
天文22. 11. 5	細川氏綱	11. 18 反札到来		●
天文22. 11. 5	長橋局	11. 5 女房奉書発給		○
天文22. 11. 8	三好長慶・斎藤基速・三好長逸			●
天文22. 12. 3	二位（三条西公枝か）			△
天文23. 2. 19	三好長慶・三好長逸・斎藤基速・飯尾越前守			●

表②『お湯殿の上の日記』に見る足利・三好・松永氏と禁裏との交渉  
(永禄元年足利義輝還京から永禄八年義輝暗殺まで 物品贈答記事除く)

松永久秀と京都政局

年月日	交渉者	交渉案件	備考
永禄2. 2. 10	足利義輝	公家人事関連	
永禄2. 4. 27	足利義輝	寺社関連	
永禄2. 6. 12	足利義輝	神事関連	
永禄2. 7. 9	足利義輝	飛驒三木氏関連	
永禄2. 7. 17	足利義輝	禁裏関連	
永禄2. 8. 8	足利義輝	正親町天皇即位礼関連	
永禄2. 8. 18	足利義輝	後奈良天皇一周忌関連	
永禄2. 8. 27	足利義輝	後奈良天皇一周忌関連	
永禄2. 9. 12	足利義輝	公家人事関連	
永禄2. 9. 15	足利義輝	公家人事関連	
永禄2. 11. 3	足利義輝	義輝第1宮繕関連	
永禄2. 11. 26	足利義輝	正親町天皇即位礼関連	
永禄2. 11. 27	足利義輝	正親町天皇即位礼関連	
永禄2. 11. 28	足利義輝	正親町天皇即位礼関連	
永禄2. 12. 5	足利義輝	供御御料所関連	
永禄2. 12. 18	足利義輝	正親町天皇即位礼関連	
永禄2. 1. 29	松永久秀	神楽申沙汰	
永禄2. 2. 4	松永久秀	神楽申沙汰	
永禄3. 1. 21	足利義輝	公家人事関連	永禄3. 2. 1 松永久秀・三好義興御供衆
永禄3. 2. 6	足利義輝	参内	
永禄3. 2. 28	足利義輝	公家人事関連	
永禄3. 3. 5	足利義輝	公家人事関連	
永禄3. 3. 12	足利義輝	公家人事関連 供御御料所関連	
永禄3. 3. 28	足利義輝	禁裏宮繕関連	
永禄3. 3. 29	足利義輝	禁裏宮繕関連	
永禄3. 4. 10	足利義輝	禁裏宮繕関連	
永禄3. 7. 4	足利義輝	禁裏宮繕関連	
永禄3. 7. 5	足利義輝	禁裏宮繕関連	
永禄3. 7. 9	足利義輝	禁裏財政関連	
永禄3. 11. 27	足利義輝	公家人事関連	
永禄4. 2. 24	足利義輝	御料所関連	永禄4. 1. 24 久秀・義興相伴衆
永禄4. 2. 25	松永久秀・三好義興	御料所関連	永禄4. 1. 28 久秀・義興従四位下
永禄4. 2. 29	足利義輝	寺社関連	永禄4. 1. 28 久秀・義興・三好長慶桐御紋御免
永禄4. 3. 12	足利義輝	参内	永禄4. 2. 10 久秀塗奥御免
永禄4. 3. 10	足利義輝	禁裏宮繕関連	
永禄4. 4. 3	足利義輝	寺社関連	
永禄4. 5. 6	足利義輝	寺社関連	
永禄4. 7. 12	足利義輝	詳細不明	
永禄4. 8. 8	松永久秀	詳細不明	
永禄4. 8. 11	足利義輝	仏事関連	
永禄4. 8. 18	足利義輝	日向伊東氏関連	
永禄4. 8. 19	足利義輝	義輝第1宮繕関連	
永禄4. 8. 22	松永久秀	御料所関連	
永禄4. 8. 25	松永久秀	御料所関連	
永禄4. 9. 11	松永久秀	義輝第1宮繕関連	
永禄4. 10. 28	足利義輝	詳細不明	
永禄5. 3. 3	足利義輝	禁裏儀礼関連	永禄5 久秀大和多聞城築城
永禄5. 3. 5	足利義輝	正親町天皇が世上不安表明	
永禄5. 7. 2	足利義輝	安芸毛利氏関連	
永禄5. 8. 29	足利義輝	正親町天皇が世上不安表明	
永禄5. 11. 16	松永久秀	春日祭下行錢進上	
永禄5. 12. 9	足利義輝	飛驒三木氏関連	
永禄5. 12. 11	足利義輝	飛驒三木氏関連	
永禄6. 1. 27	足利義輝	安芸毛利氏関連	
永禄6. 1. 28	足利義輝	神事関連	
永禄6. 4. 10	足利義輝	久秀と多武峰との紛争解決のための勅使依頼	
永禄6. 5. 10	足利義輝	寺社関連	
永禄6. 7. 2	松永久秀	供御関連	
永禄6. 12. 6	足利義輝	寺社関連	
永禄7. 2. 29	松永久秀	御料所関連	
永禄7. 3. 2	松永久秀	春日祭下行錢進上	
永禄7. 3. 16	松永久秀	改元申請	
永禄7. 5. 1	松永久秀	供御進上	
永禄7. 6. 12	足利義輝	詳細不明	
永禄7. 8. 29	松永久秀	供御進上	
永禄7. 10. 28	足利義輝	寺社関連	
永禄8. 2. 1	松永久秀	供御進上	
永禄8. 4. 8	足利義輝	公家人事関連	
永禄8. 4. 12	足利義輝	安芸毛利氏関連	